

○唐津市相知交流文化センター条例

平成17年1月1日  
条例第304号

(設置)

第1条 本市における文化活動及び社会教育活動の推進を図り、もって市民文化の発展向上に資するための拠点として唐津市相知交流文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市相知交流文化センター

位置 唐津市相知町中山3600番地8

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

(1) 生涯学習センター 会議室、研修室、調理実習室、和室、事務室及びその附属施設並びにこれに係る設備及び備品

(2) 文化ホール 舞台、客席、調整室、控室、リハーサル室及びその附属施設並びにこれに係る設備及び備品

(利用の許可)

第4条 前条の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(利用の制限)

第5条 市長は、前条に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）又はセンターに入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用若しくは入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

2 利用若しくは入館の拒否又は退館を命じることによる利用者又は入館者が受ける損害については、市は、その責めを負わない。

(平25条例2・一部改正)

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表第1に定める使用料を後納しなければならない。

2 グランドピアノを使用する利用者は、別表第2に定める使用料を後納しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

(令4条例33・一部改正)

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、その利用を終えたときは、直ちに職員にその旨を報告し、職員の指示に従い、当該利用施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者又は入館者は、故意又は重大な過失により建物、設備その他の器具等を損傷し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、直ちにその旨を届け出、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、損害賠償させるのが適当でないとする場合は、賠償金額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者又は入館者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを行い、その費用を当該利用者又は入館者から徴収する。

(立入検査)

第10条 利用者は、職員が職務執行のため当該利用施設を立入検査するときは、これを拒むことはできない。

(免責)

第11条 利用者又は入館者がセンターにおける事故、盗難、災害等により受けた損害については、市は、その責めを負わない。

(平17条例439・旧第12条繰上)

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせている場合における第4条、第5条及び第11条の規定の適用については、第4条及び第5条第1項中「市長」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者」と、第5条第2項及び第11条中「市」とあるのは「市及び第12条第1項に規定する指定管理者」とする。

(平17条例439・追加、平25条例2・一部改正)

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例439・全改、平25条例2・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、前条各号に掲げる業務の実施に当たり、当該業務の実施に必要な範囲を超えて、個人に関する情報を収集し、又は使用してはならない。

(平17条例439・追加、平25条例2・一部改正)

(利用料金)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あら

かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

- 4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第7条の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「市長」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者」と、第7条第3項中「前2項の使用料」とあり、及び同条第4項中「使用料」とあるのは「第15条第1項に規定する利用料金」とする。

(平17条例439・追加)

(委任)

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例439・旧第14条繰下、平25条例2・一部改正)

附 則

(施行期間)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の相知町交流文化センター条例（平成15年相知町条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年条例第439号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第13条の規定によりその管理を委託している場合については、指定管理者による管理が開始されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(唐津市民会館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に改正前の唐津市民会館条例、唐津市肥前文化会館条例、唐津市相知交流文化センター条例、唐津市歴史民俗資料館条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市末盧館条例、唐津市西ノ門館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市体育施設条例、唐津市徳須恵川水辺の楽校カヌー管理条例、唐津市旧高取邸条例又は唐津市鯨組主中尾家屋敷条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の唐津市民会館条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市末盧館条例、唐津市西ノ門館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市体育施設条例、唐津市徳須恵川水辺の楽校カヌー管理条例、唐津市旧高取邸条例又は唐津市鯨組主中尾家屋敷条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年条例第34号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第1条、第2条、第4条、第6条、第10条から第12条まで、第14条、第17条、第19条、第21条から第24条（別表第3備考の改正規定を除く。）まで、第30条から第3

7条まで、第39条、第41条、第42条、第45条、第47条、第50条及び第53条から第57条までの規定による改正前の唐津市ひれふりランド条例、唐津市浜玉町世代間交流センター条例、唐津市肥前町福祉センター条例、唐津市高齢者ふれあい会館条例、唐津市火葬場条例、唐津市浜玉農山村改善センター条例、唐津市肥前農産物加工施設条例、唐津市ふるさと会館条例、唐津市観光公園等条例、唐津市名護屋城茶苑条例、唐津市呼子観光物産館条例、唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例、唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例、唐津市都市公園条例、唐津市公民館条例、唐津市民会館条例、唐津市肥前文化会館条例、唐津市相知交流文化センター条例、唐津市都市コミュニティセンター条例、唐津市巖木コミュニティセンター条例、唐津市農漁民センター条例、唐津市星賀わんぱくハウス条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市都市青年の家条例、唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例、唐津市鳴神温泉なのゆ条例、唐津市高齢者センター条例、唐津市港湾施設管理条例、唐津市旧唐津銀行条例、唐津市民交流プラザ条例、唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例及び唐津市水産会館条例の規定に基づいて利用の許可を受けている者の使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に規定する日から施行する。

（公の施設の使用料等に関する経過措置）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前に行う利用の許可に係る使用料又は占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の唐津市相知交流文化センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第7条、第15条関係）

（令4条例33・全改）

1 生涯学習センター使用料

区分	金額（1時間当たり）
会議室（1）	600円
会議室（2）	600円
会議室（3）	600円
調理実習室	600円
和室（1）	400円
和室（2）	600円

研修室(A)	1, 200円
研修室(B)	2, 400円
研修室(全室利用)	3, 660円
エントランス	450円

## 2 文化ホール使用料

区分	金額(1時間当たり)
リハーサル室	600円
控室(1)	400円
控室(2)	400円
舞台のみ	1, 860円
ホール	7, 270円
ホワイエ	300円

## 3 附属設備・備品等使用料

区分	金額(1時間当たり)
ステージ照明設備	10, 460円
ステージ音響設備	300円
ホール音響設備	1, 240円

### 備考(別表第1共通)

- 1 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。
- 2 一般供用施設の利用者が、当該利用許可に係る入館者から、入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料は、各区分に応じた金額の2倍の額とする。
- 3 照明、音響等に係る専門的な技術料等は、別途利用者が負担するものとする。
- 4 ホール又は舞台のみの区分において冷暖房を利用するときは、別に1時間当たり2, 080円を徴収する。

### 別表第2(第7条、第15条関係)

(令4条例33・全改)

区分	金額(1回当たり)
グランドピアノ	3, 870円

備考 グランドピアノの調律費は、金額に含まないものとする。